

福島労働局からのお知らせ

I イベント・行事

1 労働基準部

1. 「STOP！熱中症クールワークキャンペーン」が始まります

資料No.1

担当：健康安全課 齋藤 電話：024-536-4603

5月1日から9月30日は、令和7年「STOP！熱中症クールワークキャンペーン」期間（準備期間：4月、重点取組期間：7月）です。

令和6年の福島県内の熱中症による労働災害は、死亡者は令和5年と同様に発生しておらず、死傷者数は19人で、前年比6件減少しました。全国的には、職場における熱中症が多発しており、重篤化して死亡に至る事例の発生が続いていることから、「STOP！熱中症クールワークキャンペーン」を展開し、職場における熱中症の予防に取り組むこととしております。

また、職場における熱中症対策の強化について、労働安全衛生規則が改正され、令和7年6月1日より施行されます。

なお、福島労働局では、キャンペーン期間中に次のような取組を行います。

<主な取組>

- (1) 熱中症予防対策重点局長パトロールの実施（パトロールの詳細については、改めて報道発表させていただきます）。
- (2) 福島県内の労使団体及び建設工事を発注している行政機関等に対し、「STOP！熱中症クールワークキャンペーン」実施要綱に基づく労働者の熱中症予防対策の徹底についての文書要請の実施。
- (3) 福島労働局及び労働基準監督署において、あらゆる機会を捉えた熱中症予防対策の周知、徹底の実施。

2 職業安定部

1. 令和7年度新規学卒予定者求人受理説明会を開催

担当：職業安定課 元木沢 電話：024-529-5396

令和8年3月新規学校卒業予定者の採用について、事業主に対しての募集方法や選考ルールの説明を、県内8か所の会場で行います。

【令和7年度 求人受理説明会日程】

ハローワーク	開催日時	開催場所
福島	5月21日（水） 13:30～15:10	パルセいいざか （福島市飯坂温泉観光会館） 2 F コンベンションホール
いわき	5月23日（金） 14:00～16:00	いわき市文化センター 大ホール
会津若松	5月27日（火） 13:30～16:00	アピオスペース 展示ホール
郡山	5月16日（金） 14:00～15:45	ビッグパレットふくしま コンベンションホール
白河	5月23日（金） 13:30～15:00	白河文化交流館コミネス 小ホール
須賀川	5月23日（金） 13:30～15:20	須賀川市労働福祉会館 大会議室
相双	5月22日（木） 13:30～15:30	鹿島農村環境改善センター （万葉ふれあいセンター） 大会議室
二本松	5月23日（金） 13:30～15:00	二本松市安達文化ホール

※求人受付は6月1日、求人公開は7月1日、応募書類提出は9月5日、選考開始は9月16日からとなります。

2 職業安定部

2. ユースエール認定企業に対する認定通知書の交付

担当：職業安定課 松尾 電話：024-529-5396

「青少年の雇用の促進等に関する法律（若者雇用促進法）」に基づき、若者の採用・育成に積極的で、離職率・有給休暇取得実績などが一定水準を満たしており、若者の雇用管理状況などが優良な中小企業を認定する「ユースエール認定企業」に、次の企業（3社）を認定しました。

●交付式日時 令和7年5月19日（月）14:00予定

●会場 福島地方第二合同庁舎3階会議室

●認定企業 多田建設株式会社（建設業）

所在地 福島市鎌田字中森山1-1

従業員（常用労働者）数 48名

【認定年月日 令和7年1月29日】

株式会社薬樹（薬局運営）

所在地 会津若松市大町1-1-16

従業員（常用労働者）数 50名

【認定年月日 令和7年2月25日】

行政書士法人ニア・コンサルティング（行政書士事務所）

所在地 福島市御山字田中22番地7

従業員（常用労働者）数 4名

【認定年月日 令和7年2月25日】

2 職業安定部

3. 「もにす認定企業に対する認定通知書交付式」を開催します。

資料No.2

担当：職業対策課 佐藤（加） 電話：024-529-5463

「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、障害者雇用の促進および雇用の安定に関する取り組みの実施状況などが優良な中小企業主を認定する「もにす認定企業」に、次の2社を認定しました。

（※企業と障害者が、明るい未来や社会の実現に向けて「と**もにす**すすむ」という思いをこめて、愛称を「もにす」と名付けました。）

【1】

- ・交付式日時 令和7年5月8日（木） 14：00予定
- ・会場 福島第二地方合同庁舎1階会議室
- ・認定企業 **「柳沼精工 株式会社」**（金属製品塗装業）
所在地 福島県二本松市岡ノ内274-3
認定年月日 令和7年3月5日 ※二本松所管轄初認定



【2】

- ・交付式日時 令和7年5月20日（火） 14：00予定
- ・会場 福島第二地方合同庁舎1階会議室
- ・認定企業 **「アルファ電子 株式会社」**（電気機械器具製造業）
所在地 福島県岩瀬郡天栄村大字飯豊字向原60-2
認定年月日 令和7年3月19日 ※須賀川所管轄初認定

1 労働基準部

1. 熱中症対策について労働安全衛生規則が改正されます

担当：健康安全課 大内 電話：024-536-4603

資料No.1

熱中症による死亡災害のほとんどが「初期症状の放置、対応の遅れ」を原因としていることを受けて、熱中症のおそれがある労働者を早期に見つけ、その状況に応じ、迅速かつ適切に対処することにより熱中症の重篤化を防止するため、労働安全衛生規則が改正（令和7年6月1日施行）され、熱中症の発生リスクが高い作業を行わせる場合の措置が新たに事業者には義務付けられました。

事業者には義務付けられた措置の内容は、以下の①、②、③のとおりです。

①発見体制の整備

「熱中症の自覚症状がある作業員」や「熱中症のおそれがある作業員を見つけた者」がその旨を報告するための体制を整備すること。

②実施手順の作成

熱中症のおそれがある作業員を把握した場合に、迅速かつ的確な判断が可能となるよう重篤化を防止するための必要な措置の実施手順や緊急連絡網などを作成すること。

③関係者への周知

上記①②について、あらかじめ関係者に周知すること。

2 雇用環境・均等室

1. 両立支援等助成金の拡充・新設について

担当：雇用環境・均等室 木村 電話：024-536-2777

資料No.4

◎両立支援等助成金とは

⇒働き続けながら子育てや介護等を行う労働者の雇用の継続を図るための就業環境整備に取り組む事業主のみなさまを支援する制度（助成金）です。仕事と育児・介護等の両立支援に関する事業主の取組を促進し、労働者の雇用の安定を図ります。

【拡充】令和6年12月から

・出生時両立支援コース

⇒**第2種コースが第1種未受給でも申請可能に！**

（申請年度の前年を基準とし、男性育休取得率（%）が30ポイント以上上昇し、50%以上となった場合等）

・育休中業務代替支援コース

⇒**手当支給に係る項目においては常時雇用する労働者の数が300人以下の事業主も支給対象に！**

⇒**業務体制整備経費が増額になりました！**

【新設】令和7年4月から

◎不妊治療及び女性の健康課題対応両立支援コース

⇒不妊治療や女性の健康課題である月経に起因する症状、更年期における心身の不調への対応と仕事との両立に資する職場環境の整備に取り組み、休暇制度を導入、利用させた中小企業事業主に対して助成金を支給します。

⇒**①不妊治療、②月経に起因する症状への対応、③更年期における心身の不調への対応のため、上記いずれかの休暇制度の導入等を行い、被保険者に合計5日以上、休暇制度を利用させた事業主に30万円を支給します！**

1 労働基準部

県内労働災害発生状況

担当：健康安全課 皆川 電話：024-536-4603

令和6年（確定）の災害発生状況を取りまとめました。

業種別	年別	令和6年		令和5年		対前年 (死傷者)	
		死傷者	うち 死亡者	死傷者	うち 死亡者	増減数	増減率 (%)
全業種合計		2498	11	2771	23	-273	-9.9
製造業		424	1	437	5	-13	-3.0
鉱業		4	0	5	0	-1	-20.0
建設業		318	7	358	7	-40	-11.2
運輸交通業		282	1	221	5	61	27.6
貨物取扱業		20	0	12	0	8	66.7
農林業		62	1	60	1	2	3.3
畜産・水産業		20	0	18	0	2	11.1
上記以外の事業小計		1368	1	1660	5	-292	-17.6
商業		324	1	332	1	-8	-2.4
金融広告業		16	0	11	0	5	45.5
保健衛生業		676	0	885	0	-209	-23.6
接客娯楽業		129	0	150	0	-21	-14.0
清掃・と畜業		117	0	107	0	10	9.3
上記以外の事業		106	0	175	4	-69	-39.4

(注) 労働者死傷病報告（休業4日以上）による。

1 労働基準部

県内労働災害発生状況

担当：健康安全課 皆川 電話：024-536-4603

令和6年（確定）の災害発生状況を取りまとめました。

(新型コロナウイルス感染症り患による労働災害を除いた数値)

業種別	年別	令和6年		令和5年		対前年 (死傷者)	
		死傷者	うち 死亡者	死傷者	うち 死亡者	増減数	増減率 (%)
全業種合計		2062	11	2083	23	-21	-1.0
製造業		423	1	437	5	-14	-3.2
鉱業		4	0	5	0	-1	-20.0
建設業		318	7	336	7	-18	-5.4
運輸交通業		279	1	221	5	58	26.2
貨物取扱業		20	0	12	0	8	66.7
農林業		62	1	60	1	2	3.3
畜産・水産業		20	0	18	0	2	11.1
上記以外の事業小計		936	1	994	5	-58	-5.8
商業		324	1	329	1	-5	-1.5
金融広告業		16	0	11	0	5	45.5
保健衛生業		248	0	242	0	6	2.5
接客娯楽業		129	0	150	0	-21	-14.0
清掃・と畜業		117	0	94	0	23	24.5
上記以外の事業		102	0	168	4	-66	-39.3

(注) 労働者死傷病報告（休業4日以上）による。

1 労働基準部

県内労働災害発生状況

担当：健康安全課 皆川 電話：024-536-4603

令和7年（3月）の災害発生状況を取りまとめました。

業種別	年別	令和7年		令和6年		対前年 (死傷者)	
		死傷者	うち 死亡者	死傷者	うち 死亡者	増減数	増減率 (%)
全業種合計		451	5	406	3	45	11.1
製造業		84	1	88	0	-4	-4.5
鉱業		5	0	1	0	4	400
建設業		61	1	73	2	-12	-16.4
運輸交通業		59	0	55	1	4	7.3
貨物取扱業		5	0	4	0	1	25
農林業		9	1	7	0	2	28.6
畜産・水産業		6	0	3	0	3	100
上記以外の事業小計		222	2	175	0	47	26.9
商業		80	0	59	0	21	35.6
金融広告業		4	0	1	0	3	300
保健衛生業		57	0	43	0	14	32.6
接客娯楽業		32	2	24	0	8	33.3
清掃・と畜業		18	0	31	0	-13	-41.9
上記以外の事業		31	0	17	0	14	82.4

(注) 労働者死傷病報告（休業4日以上）による。

(注) 新型コロナウイルス感染症り患による労働災害を除いたもの。

2 職業安定部

令和7年3月新規高等学校卒業者の職業紹介状況について

担当：職業安定課 山下・元木沢 電話：024-529-5396

資料No.3

令和7年3月末現在の状況を取りまとめました。

1	就職内定率	99.7%	(前年同月比 0.1ポイントの増)
2	就職内定者数	3,268人	(同 2.7%の減)
3	就職未内定者数	9人	(同 25.0%の減)
4	求人数	9,344人	(同 0.6%の減)
5	県内受理求人 への就職割合	69.3%	(同 2.1ポイントの減)

STOP！熱中症 クールワークキャンペーン

熱中症対策について労働安全衛生規則が改正されます

準備

キャンペーン期間

4月

5月

6月

7月

8月

9月

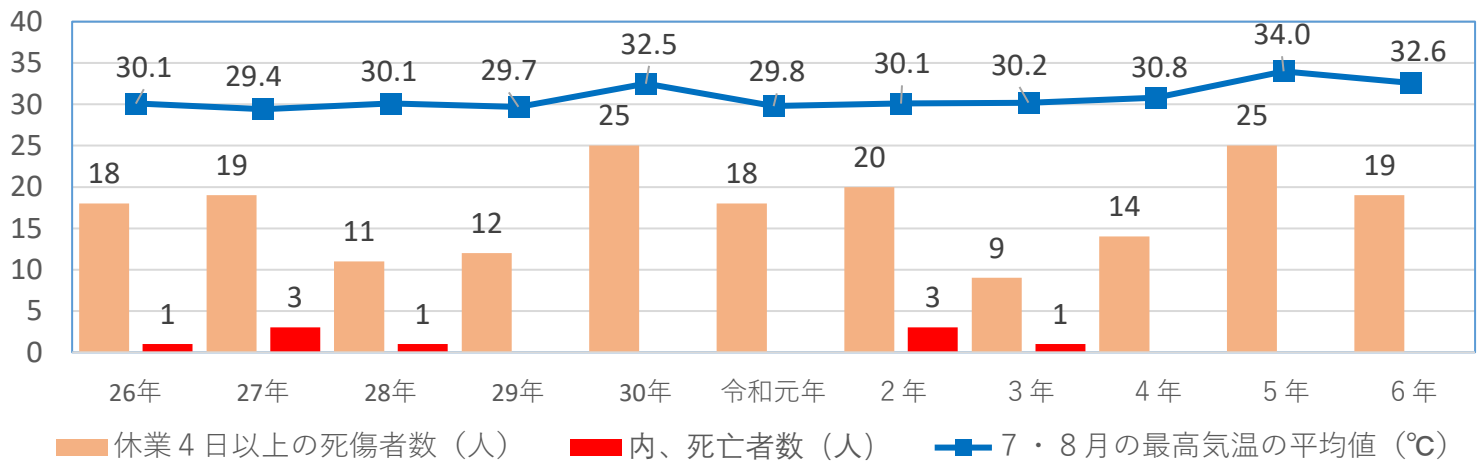
重点取組

- 令和6年、福島県内では熱中症による死亡災害は発生していませんが、休業4日以上災害が19件発生しています。
- 厚生労働省では、「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」を展開し、職場での熱中症予防のための重点的な取組を進めています。
- 熱中症を予防するため、**
 - ①初期症状の把握から緊急時の対応までの体制整備
 - ②暑熱順化が不足していると考えられる者の事前把握及びきめ細やかな対応の実施
 - ③WBGT値の把握及び測定結果に応じた適切な対策の実施
 などに取り組ましましょう。
- 熱中症対策について労働安全衛生規則が改正されます**（令和7年6月1日施行）。
詳細は裏面を参照してください。



キャンペーン
実施要綱

福島県における熱中症による労働災害発生状況



令和6年 熱中症災害発生事例の抜粋

番号	発生月	業種	被災者	発生状況
1	7月	建設業	男 60歳代	気温30度を超える中での屋外作業中、手の硬直を感じた。その後、日陰で休んでいたが周囲からの声掛けに対する応答が曖昧になった。
2	7月	製造業	男 30歳代	冷房のない工場内において、スポットクーラーのみを使用して作業を行っていたが、体温が上昇し、手の震え・めまい・頭痛を感じた。
3	8月	保健衛生業	男 50歳代	建屋内で軽作業中、途中からシャッターを開ける、扇風機を稼働させる等の対策をとったものの、立ちくらみ・嘔吐・異常発汗の症状がでた。

熱中症予防サイト

学ぼう！備えよう！職場の仲間を守ろう！
職場における熱中症予防情報



厚生労働省



熱中症予防スイッチ・オン
その行動、その習慣が、いのちを守る
自分でする7つのこと



職場における熱中症対策の強化について

～令和7年6月1日に改正労働安全衛生規則が施行されます～

熱中症による死亡災害の多くが「初期症状の放置、対応の遅れ」を原因としていることを受け、熱中症の発生リスクが高い作業を行わせる場合の措置が新たに事業者に義務付けられました

対象作業

WBGT値28度以上

又は

気温31度以上

の環境下で

連続1時間以上

又は

1日4時間を超えて

実施が見込まれる作業

実施事項

① 発見体制の整備

「熱中症の自覚症状がある作業員」や「熱中症のおそれがある作業員を見つけた者」がその旨を報告するための体制を整備してください。

例：職場巡視やパディ制の採用、ウェアラブルデバイス等の活用等

本人からの報告を受けるだけでなく、熱中症の症状がある作業員を積極的に把握するように努めましょう。

② 実施手順の作成

熱中症のおそれがある作業員を把握した場合に、迅速かつ的確な判断が可能となるよう必要な措置の実施手順を作成してください。

③ 関係者への周知

上記①②について、あらかじめ関係者に周知してください。

※関係者には労働者以外にも、一人親方など熱中症のおそれのある作業に従事する者が幅広く含まれます。

<熱中症のおそれのある者に対する処置（②実施手順）の例フロー図>

※これはあくまでも参考例であり、現場の実情にあった内容にしましょう

熱中症のおそれのある者を発見

作業離脱、身体冷却

医療機関への搬送

回復

医療機関までの搬送の間や経過観察中は、一人にしない。（単独作業の場合は常に連絡できる状態を維持する）

熱中症が疑われる症状例

【他覚症状】

ふらつき、生あくび、失神、大量の発汗、痙攣等

【自覚症状】

めまい、筋肉痛、筋肉の硬直（こむら返り）、頭痛、不快感、吐き気、倦怠感、高体温等

①返事がおかしい
②ぼーっとしている 等

医療機関への搬送に際しては、必要に応じて、救急隊を要請すること。

判断に迷う場合は【#7119】等を活用し、専門家の指示を仰ぐこと。

<周知方法の例>



【朝礼やミーティングで周知】

件名：本日はWBGT値が28℃を超える見込みです

皆様お疲れ様です。
本日のWBGT基準値は28℃です。
作業時には十分に気を付けて、水分補給及び休憩をしっかりとお願いします。
体調不良者が発生した場合は、フロー図に基づき対応いただき、〇〇さん（000-0000-0000）へ連絡するようにお願いします。
それでは本日もよろしくお願いいたします。



【メールやイントラネットで周知】



福島労働局・労働基準監督署

障害者雇用に関する優良な取り組みを行う 中小事業主への認定制度を始めました！

「障害者雇用に関する優良な中小事業主に対する認定制度」は、厚生労働大臣が障害者の雇用の促進や安定に関する取り組みなどの優良な中小企業を認定する制度です。

認定事業主となることのメリット



● 認定マークを使用できます！

自社の商品・サービス・広告などのほか、ハローワークの求人票に障害者雇用優良中小事業主認定マークを表示することができます

● 厚生労働省・都道府県労働局・ハローワークによる周知広報の対象となります！

厚生労働省と都道府県労働局のホームページに掲載され、社会的認知度を高めることができます

また、認定事業主に限定した合同説明会などを企画する場合があります
御社の魅力を広くアピールすることができ、求職者からの応募の増加が期待できます

● 日本政策金融公庫の低利融資対象となります！

日本政策金融公庫の「働き方改革推進支援資金」の低利融資の対象となります
障害者雇用の取り組みに必要な設備資金や長期運転資金に使用できます
詳細は日本政策金融公庫へお問い合わせください

● 公共調達などの加点評価を受けられる場合があります！

地方公共団体の公共調達および国と地方公共団体の補助事業の加点評価を受けることができる場合があります

詳しくは公共調達などを実施している地方公共団体などにお問い合わせください

など

Q 「認定事業主」になるにはどのような手続きがありますか？

A 都道府県労働局またはハローワークに申請が必要です！

認定の申請は、必要書類を主たる事業所を管轄する都道府県労働局またはハローワークに提出してください。必要書類は厚生労働省ホームページからダウンロードできます。

審査の結果、認定基準を全て満たしていることが確認された場合は、各都道府県労働局から認定通知書を交付します。※詳しい認定基準については裏面をご参照ください

なお、認定審査には3か月ほどお時間をいただいています。

障害者雇用優良中小事業主

検索

(URL) <https://www.mhlw.go.jp/stf/monisu.html>



障害者雇用優良中小事業主の認定基準項目

①以下の評価基準に基づき、20点（特例子会社は35点）以上得ること

（取り組み関係で5点以上、成果関係で6点以上、情報開示関係で2点以上を得ること）

②法定雇用率を達成していること

雇用義務がない場合でも、雇用率制度の対象となる障害者※を1名以上雇用していること

※就労継続支援A型事業所の利用者は除く

③過去に認定を取り消された場合、取り消しの日から起算して3年以上経過していること

④障害者雇用促進法と同法に基づく命令その他の関係法令に違反する重大な事実がないこと

※このほかにも条件がありますので、詳細は厚生労働省ホームページをご覧ください。か、都道府県労働局、ハローワークへお問い合わせください。

大項目	中項目	小項目	評価基準	評価点
取組 (アウトプット)	体制づくり	①組織面	特に優良	2点
			優良	1点
		②人材面	特に優良	2点
			優良	1点
	仕事づくり	③事業創出	特に優良	2点
			優良	1点
		④職務選定・創出	特に優良	2点
			優良	1点
		⑤障害者就労施設等への発注	特に優良	2点
			優良	1点
	環境づくり	⑥職務環境	特に優良	2点
			優良	1点
		⑦募集・採用	特に優良	2点
			優良	1点
		⑧働き方	特に優良	2点
			優良	1点
		⑨キャリア形成	特に優良	2点
			優良	1点
		⑩その他の雇用管理	特に優良	2点
			優良	1点
取組関係の合格最低点				5点 (満点20点)

大項目	中項目	小項目	評価基準	評価点
成果 (アウトカム)	数的側面	⑪雇用状況	特に優良	6点
			優良	4点
			良	2点
		⑫定着状況	特に優良	6点
			優良	4点
			良	2点
	質的側面	⑬満足度、ワーク・エンゲージメント	特に優良	6点
			優良	4点
			良	2点
		⑭キャリア形成	特に優良	6点
			優良	4点
			良	2点
成果関係の合格最低点				6点 (満点24点)
情報開示 (ディスクロージャー)	取組(アウトプット)	⑮体制・仕事・環境づくり	特に優良	2点
			優良	1点
	成果(アウトカム)	⑯数的側面	特に優良	2点
			優良	1点
		⑰質的側面	特に優良	2点
			優良	1点
情報開示関係の合格最低点				2点 (満点6点)
合計の合格最低点				20点 (満点50点)

この認定制度を通じて、企業の社会的認知度を高めることができるとともに、地域で認定を受けた事業主が障害者雇用の身近なロールモデルとして認知され、地域全体の障害者雇用の取り組みが一層推進されることが期待できます。

また、障害者雇用の促進と雇用の安定を図ることで、組織における多様性が促進され、女性や高齢者、外国人など、誰もが活躍できる職場づくりにつながります。



企業と障害者が、明るい未来や社会の実現に向けて

ともにすすむ

という思いをこめて、愛称を「もにす」と名付けました。

詳しくは、都道府県労働局、ハローワークへお問い合わせください。

令和7年5月2日

【照会先】

福島労働局職業安定部職業安定課
課長 管家 孝弘
課長補佐 阿部 一広
地方職業指導官 山下 喬弘
若年者雇用対策係主任 元木沢 ななみ
電話 024-529-5396（直通）



福島労働局職業安定部・ハローワーク
公式マスコットキャラクター「福まる」

報道関係者 各位

令和7年3月新規高等学校卒業者の職業紹介状況

【令和7年3月末現在】

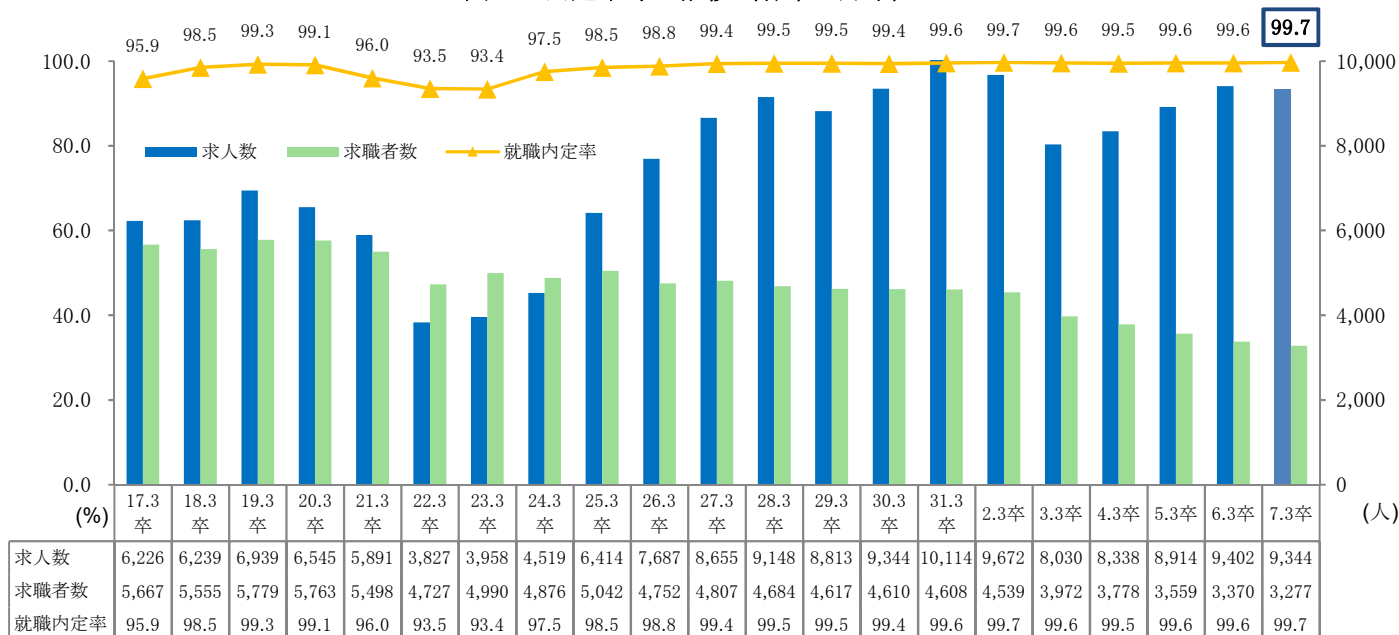
福島労働局（局長 岡田 直樹）は、令和7年3月に高等学校を卒業した生徒について、令和7年3月末現在における職業紹介状況を取りまとめました。

【概要】

- 1 就職内定率 99.7%（前年同月比 0.1ポイントの増）【図1：別表1】
- 2 就職内定者数 3,268人（同 2.7%の減）【別表1】
- 3 就職未内定者数 9人（同 25.0%の減）【別表1】
- 4 求人数 9,344人（同 0.6%の減）【図2：別表1】
- 5 県内受理求人への就職割合 69.3%（同 2.1ポイントの減）【図4：別表1】

注 本データは福島労働局管内における学校・ハローワークの紹介を希望する生徒の状況を取りまとめたものです。

図1 内定率等の推移（各年3月末）



《参考資料》

- 別表1 「新規高等学校卒業者の求人・求職状況の推移（各年3月末現在）」
別表2 「新規高等学校卒業者の地域別求人・求職状況（各年3月末現在）」
別表3 「新規高等学校卒業者の月別求人・求職状況」
別表4 「新規高等学校卒業者の産業・職業・規模別 求人状況（3月末現在）」
別表5 「新規学校卒業者の安定所別職業紹介状況（3月末現在）」

図2 求人受理状況の推移

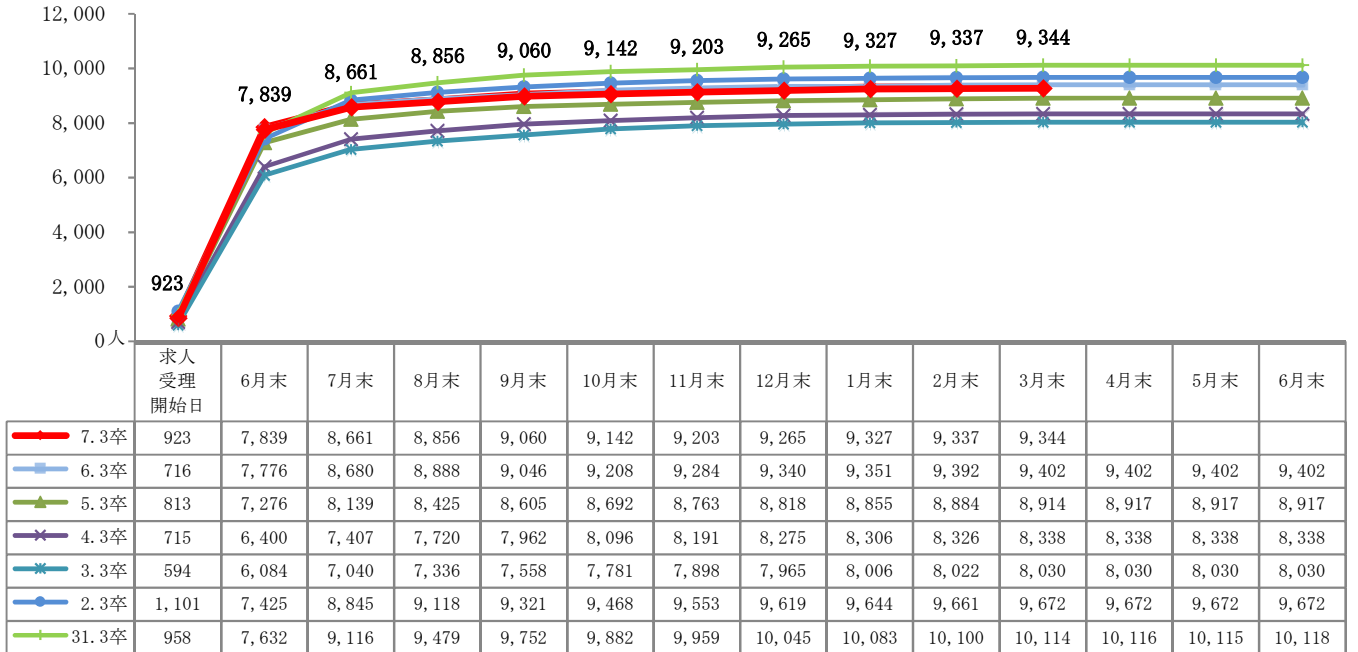
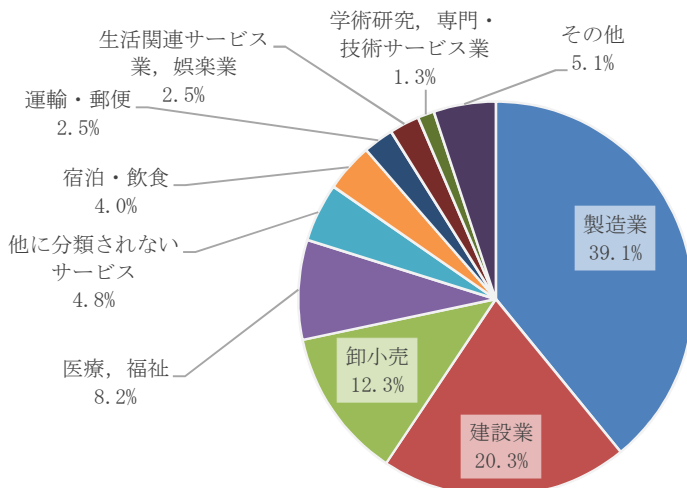


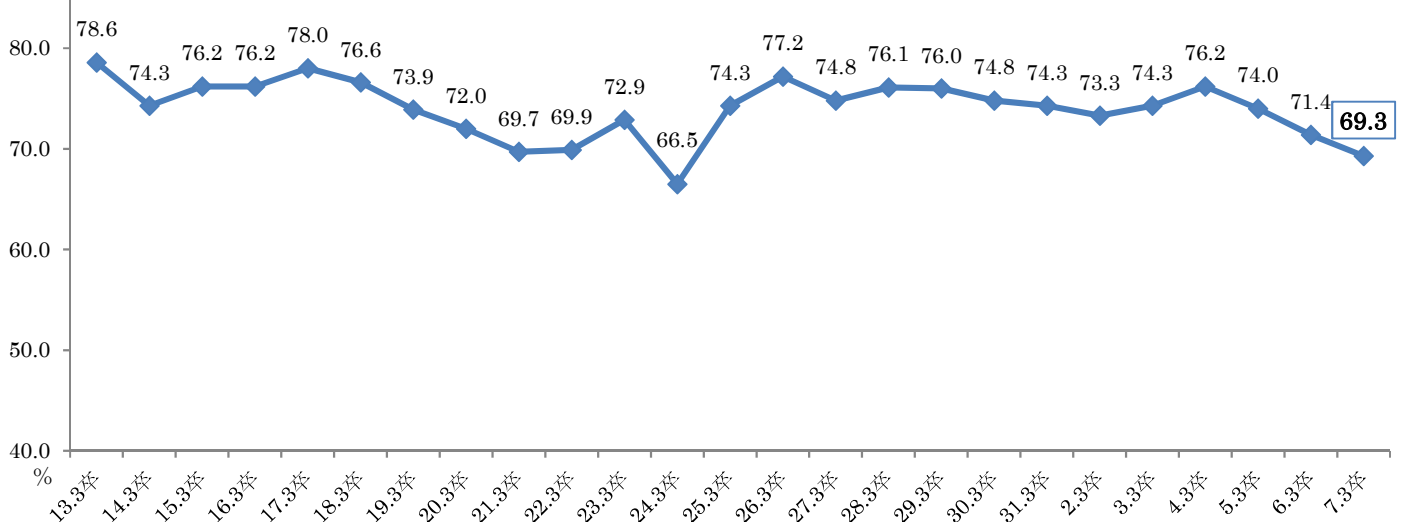
図3 3月末求人人数9,344人の産業別内訳



前年同月との比較(数字は今年度の求人数)

- *製 造 業…………… 3,652 人(△81 人)
- *建 設 業…………… 1,895 人(+26 人)
- *卸 小 売…………… 1,151 人(+37 人)
- *医 療 ・ 福 祉…………… 763 人(△3 人)
- *他に分類されないサービス…… 448 人(△31 人)
- *宿 泊 ・ 飲 食…………… 370 人(+10 人)
- *運 輸 ・ 郵 便…………… 235 人(△8 人)
- *生活関連サービス業・娯楽業…… 229 人(△16 人)
- *学術研究、専門・技術サービス業… 126 人(△9 人)
- *そ の 他…………… 475 人(+17 人)

図4 県内受理求人への就職割合の推移 (各年3月末現在)



別表1

新規高等学校卒業者の求人・求職状況の推移

厚生労働省福島労働局職業安定部

		28.3卒	29.3卒	30.3卒	31.3卒	令和 2.3卒	3.3卒	4.3卒	5.3卒	6.3卒	7.3卒	対 6.3卒比 (%、P)
卒業予定者数 (a)		18,279	18,586	17,867	17,802	17,491	16,780	16,395	15,677	15,044	14,852	▲ 1.3
求職者数	計 (b)	4,684	4,617	4,610	4,608	4,539	3,972	3,778	3,559	3,370	3,277	▲ 2.8
	県内(c)	3,569	3,512	3,452	3,430	3,328	2,954	2,878	2,638	2,408	2,273	▲ 5.6
	県内比率(c/b)	76.2	76.1	74.9	74.4	73.3	74.4	76.2	74.1	71.5	69.4	▲ 2.1
	県外(d)	1,115	1,105	1,158	1,178	1,211	1,018	900	921	962	1,004	4.4
県内ハローワーク 受理求人数 (e)		9,148	8,813	9,344	10,114	9,672	8,030	8,338	8,914	9,402	9,344	▲ 0.6
求人倍率(e/b)		1.95	1.91	2.03	2.19	2.13	2.02	2.21	2.50	2.79	2.85	0.06
就職内定者数	計 (f)	4,662	4,593	4,581	4,588	4,527	3,957	3,759	3,543	3,358	3,268	▲ 2.7
	うち県内ハローワーク 受理求人への就職(g)	3,547	3,489	3,426	3,410	3,317	2,942	2,863	2,623	2,396	2,264	▲ 5.5
	県内比率(g/f)	76.1	76.0	74.8	74.3	73.3	74.3	76.2	74.0	71.4	69.3	▲ 2.1
	うち県外ハローワーク 受理求人への就職(h)	1,115	1,104	1,155	1,178	1,210	1,015	896	920	962	1,004	4.4
就職内定率 %	計 (f/b)	99.5	99.5	99.4	99.6	99.7	99.6	99.5	99.6	99.6	99.7	0.1
	県内(g/c)	99.4	99.3	99.2	99.4	99.7	99.6	99.5	99.4	99.5	99.6	0.1
	県外(h/d)	100.0	99.9	99.7	100.0	99.9	99.7	99.6	99.9	100.0	100.0	0.0
未就 内定者 数職	計	22	24	29	20	12	15	19	16	12	9	▲ 25.0
	県内	22	23	26	20	11	12	15	15	12	9	▲ 25.0
	県外	0	1	3	0	1	3	4	1	0	0	-

●福島労働局管内の新規高卒者に係る3月末現在の求人・求職の状況を取りまとめたものです

(注1) 「卒業予定者数」…県内の各ハローワークが、管内の高等学校に対し実施した「求職動向調査」の調査結果による

(注2) 「求職者数」…学校又はハローワークの紹介により就職を希望する生徒数(県内就職希望者+県外就職希望者)

(注3) 「就職内定者数」の県内比率(g/f)…県内ハローワーク受理求人への就職比率で、福島県が発表する「県内留保率」とは異なる

別表2

新規高等学校卒業者の地域別求人・求職状況(3月末現在)

会津地域

卒業予定者数(人)	1,805
前年同期比(%)	▲ 6.6
求職者数(人)	445
前年同期比(%)	▲ 1.5
うち県内希望者	269
前年同期比(%)	▲ 4.6
うち県外希望者	176
前年同期比(%)	3.5
求人数(人)	1,180
前年同期比(%)	▲ 0.8
求人倍率(倍)	2.65
前年同期比(P)	0.02
就職内定者数(人)	443
前年同期比(%)	▲ 2.0
うち県内就職者	267
前年同期比(%)	▲ 5.3
うち県外就職者	176
前年同期比(%)	3.5
就職内定率(%)	99.6
前年同期比(P)	▲ 0.4
就職未内定者数(人)	2

中通り地域

卒業予定者数(人)	9,572
前年同期比(%)	▲ 0.4
求職者数(人)	2,031
前年同期比(%)	▲ 4.5
うち県内希望者	1,473
前年同期比(%)	▲ 6.9
うち県外希望者	558
前年同期比(%)	2.6
求人数(人)	5,927
前年同期比(%)	▲ 0.3
求人倍率(倍)	2.92
前年同期比(P)	0.12
就職内定者数(人)	2,024
前年同期比(%)	▲ 4.4
うち県内就職者	1,466
前年同期比(%)	▲ 6.9
うち県外就職者	558
前年同期比(%)	2.6
就職内定率(%)	99.7
前年同期比(P)	0.1
就職未内定者数(人)	7

浜通り地域

卒業予定者数(人)	3,475
前年同期比(%)	▲ 0.8
求職者数(人)	801
前年同期比(%)	1.1
うち県内希望者	531
前年同期比(%)	▲ 2.4
うち県外希望者	270
前年同期比(%)	8.9
求人数(人)	2,237
前年同期比(%)	▲ 1.2
求人倍率(倍)	2.79
前年同期比(P)	▲ 0.07
就職内定者数(人)	801
前年同期比(%)	1.6
うち県内就職者	531
前年同期比(%)	▲ 1.7
うち県外就職者	270
前年同期比(%)	8.9
就職内定率(%)	100.0
前年同期比(P)	0.5
就職未内定者数(人)	0

県合計

卒業予定者数(人)	14,852
求職者数(人)	3,277
求人数(人)	9,344
求人倍率(倍)	2.85
就職内定者数(人)	3,268
就職内定率(%)	99.7
就職未内定者数(人)	9

●県内、県外に就職を希望する生徒の就職内定の状況、県内ハローワークで受理した求人の状況などを地域別にまとめたもの

※卒業予定者数…「求職動向調査」での生徒数

※求職者数…県内、県外に就職を希望する生徒数(学校・ハローワークの紹介希望者)

※求人数…県内ハローワークで受理した求人数

※求人倍率…求人数/求職者数

※就職内定者数…求職者数(県内希望者+県外希望者)に係る内定者数

※就職内定率…求職者数(県内希望者+県外希望者)に係る内定率

別表3

新規高等学校卒業者の月別求人・求職状況

厚生労働省福島労働局職業安定部

		7月末	8月末	9月末	10月末	11月末	12月末	1月末	2月末	3月末	4月末	5月末	6月末
a 求職者数	5.3卒者	3,704	3,684	3,673	3,672	3,593	3,590	3,579	3,583	3,559	3,554	3,548	3,547
	6.3卒者	3,441	3,438	3,430	3,400	3,392	3,388	3,379	3,380	3,370	3,368	3,365	3,365
	7.3卒者	3,356	3,355	3,343	3,325	3,309	3,308	3,306	3,293	3,277			
	男子	2,007	1,999	2,003	1,995	1,983	1,981	1,983	1,979	1,975			
	女子	1,349	1,356	1,340	1,330	1,326	1,327	1,323	1,314	1,302			
	対5.3卒者比(%)	▲ 9.4	▲ 8.9	▲ 9.0	▲ 9.4	▲ 7.9	▲ 7.9	▲ 7.6	▲ 8.1	▲ 7.9			
	対6.3卒者比(%)	▲ 2.5	▲ 2.4	▲ 2.5	▲ 2.2	▲ 2.4	▲ 2.4	▲ 2.2	▲ 2.6	▲ 2.8			
b 求人数	5.3卒者	8,139	8,425	8,605	8,692	8,763	8,818	8,855	8,884	8,914	8,917	8,917	8,917
	6.3卒者	8,680	8,888	9,046	9,208	9,284	9,340	9,351	9,392	9,402	9,402	9,402	9,402
	7.3卒者	8,661	8,856	9,060	9,142	9,203	9,265	9,327	9,337	9,344			
	対5.3卒者比(%)	6.4	5.1	5.3	5.2	5.0	5.1	5.3	5.1	4.8			
	対6.3卒者比(%)	▲ 0.2	▲ 0.4	0.2	▲ 0.7	▲ 0.9	▲ 0.8	▲ 0.3	▲ 0.6	▲ 0.6			
c 求人倍率(倍)	5.3卒者	2.20	2.29	2.34	2.37	2.44	2.46	2.47	2.48	2.50	2.51	2.51	2.51
	6.3卒者	2.52	2.59	2.64	2.71	2.74	2.76	2.77	2.78	2.79	2.79	2.79	2.79
	7.3卒者	2.58	2.64	2.71	2.75	2.78	2.80	2.82	2.84	2.85			
	対5.3卒者比(ポイント)	0.38	0.35	0.37	0.38	0.34	0.34	0.35	0.36	0.35			
	対6.3卒者比(ポイント)	0.06	0.05	0.07	0.04	0.04	0.04	0.05	0.06	0.06			
d 就職内定者数	5.3卒者			2,549	3,064	3,296	3,381	3,440	3,507	3,543	3,545	3,546	3,546
	6.3卒者			2,367	2,939	3,114	3,208	3,258	3,327	3,358	3,361	3,361	3,361
	7.3卒者			2,335	2,872	3,026	3,116	3,181	3,251	3,268			
	男子			1,441	1,739	1,821	1,875	1,916	1,960	1,970			
	女子			894	1,133	1,205	1,241	1,265	1,291	1,298			
	対5.3卒者比(%)			▲ 8.4	▲ 6.3	▲ 8.2	▲ 7.8	▲ 7.5	▲ 7.3	▲ 7.8			
	対6.3卒者比(%)			▲ 1.4	▲ 2.3	▲ 2.8	▲ 2.9	▲ 2.4	▲ 2.3	▲ 2.7			
e 就職内定率(%)	5.3卒者			69.4	83.4	91.7	94.2	96.1	97.9	99.6	99.7	99.9	99.9
	6.3卒者			69.0	86.4	91.8	94.7	96.4	98.4	99.6	99.8	99.9	99.8
	7.3卒者			69.8	86.4	91.4	94.2	96.2	98.7	99.7			
	男子			71.9	87.2	91.8	94.6	96.6	99.0	99.7			
	女子			66.7	85.2	90.9	93.5	95.6	98.2	99.7			
	対5.3卒者比(ポイント)			0.4	3.0	▲ 0.3	0.0	0.1	0.8	0.1			
	対6.3卒者比(ポイント)			0.8	0.0	▲ 0.4	▲ 0.5	▲ 0.2	0.3	0.1			
f 就職未内定者数	5.3卒者			1,124	608	297	209	139	76	16	9	2	1
	6.3卒者			1,063	461	278	180	121	53	12	7	4	4
	7.3卒者			1,008	453	283	192	125	42	9			
	男子			562	256	162	106	67	19	5			
	女子			446	197	121	86	58	23	4			
	対5.3卒者比(%)			▲ 10.3	▲ 25.5	▲ 4.7	▲ 8.1	▲ 10.1	▲ 44.7	▲ 43.8			
	対6.3卒者比(%)			▲ 5.2	▲ 1.7	1.8	6.7	3.3	▲ 20.8	▲ 25.0			

●福島労働局管内の新規高卒者に係る各月末現在の求人・求職の状況を取りまとめたものです。

(注)「求人数」…県内ハローワーク受理求人数

別表4

新規高等学校卒業者の産業・職業・規模別 求人状況（3月末現在）

厚生労働省福島労働局職業安定部

産業別・職業別・規模別		6年度	5年度	対前年同期比(%)	対前年増減数(人)
産業別	A, B 農、林、漁業（01～04）	74	86	▲ 14.0	▲ 12
	C 鉱業、採石業、砂利採取業（05）	12	15	▲ 20.0	▲ 3
	D 建設業（06～08）	1,895	1,869	1.4	26
	E 製造業（09～32）	3,652	3,733	▲ 2.2	▲ 81
	09 食料品製造業	303	334	▲ 9.3	▲ 31
	10 飲料・たばこ・飼料製造業	19	17	11.8	2
	11 繊維工業	108	92	17.4	16
	12 木材・木製品製造業（家具を除く）	88	82	7.3	6
	13 家具・装備品製造業	44	40	10.0	4
	14 パルプ・紙・紙加工品製造業	83	81	2.5	2
	15 印刷・同関連業	41	30	36.7	11
	16 化学工業	185	211	▲ 12.3	▲ 26
	17 石油製品・石炭製品製造業	1	0	-	1
	18 プラスチック製品製造業	191	195	▲ 2.1	▲ 4
	19 ゴム製品製造業	106	149	▲ 28.9	▲ 43
	21 窯業・土石製品製造業	243	212	14.6	31
	22 鉄鋼業	24	32	▲ 25.0	▲ 8
	23 非鉄金属製造業	57	61	▲ 6.6	▲ 4
	24 金属製品製造業	359	365	▲ 1.6	▲ 6
	25 はん用機械器具製造業	247	253	▲ 2.4	▲ 6
	26 生産用機械器具製造業	189	164	15.2	25
	27 業務用機械器具製造業	202	178	13.5	24
	28 電子部品・デバイス・電子回路製造業	314	321	▲ 2.2	▲ 7
	29 電気機械器具製造業	291	314	▲ 7.3	▲ 23
	30 情報通信機械器具製造業	132	158	▲ 16.5	▲ 26
	31 輸送用機械器具製造業	335	351	▲ 4.6	▲ 16
	20, 32 その他の製造業	90	93	▲ 3.2	▲ 3
	F 電気・ガス・熱供給・水道業（33～36）	26	28	▲ 7.1	▲ 2
	G 情報通信業（37～41）	32	33	▲ 3.0	▲ 1
	H 運輸業、郵便業（42～49）	235	243	▲ 3.3	▲ 8
	I 卸売業、小売業（50～61）	1,151	1,114	3.3	37
	50～55 卸売業	308	270	14.1	38
	56～61 小売業	843	844	▲ 0.1	▲ 1
	J 金融業、保険業（62～67）	118	95	24.2	23
	K 不動産業、物品賃貸業（68～70）	98	92	6.5	6
	L 学術研究、専門・技術サービス業（71～74）	126	135	▲ 6.7	▲ 9
	M 宿泊業、飲食サービス業（75～77）	370	360	2.8	10
	75 宿泊業	182	189	▲ 3.7	▲ 7
	76～77 飲食サービス業	188	171	9.9	17
	N 生活関連サービス業、娯楽業（78～80）	229	245	▲ 6.5	▲ 16
	O 教育、学習支援業（81, 82）	18	15	20.0	3
	P 医療、福祉（83～85）	763	766	▲ 0.4	▲ 3
	Q 複合サービス業（86～87）	94	92	2.2	2
	R サービス業（他に分類されないもの）（88～96）	448	479	▲ 6.5	▲ 31
	S, T 公務・その他（97～99）	3	2	50.0	1
	合 計	9,344	9,402	▲ 0.6	▲ 58
職業別	A, B 専門的、技術的、管理的職業従事者（01～24）	871	846	3.0	25
	C 事務従事者（25～31）	832	733	13.5	99
	D 販売従事者（32～34）	754	737	2.3	17
	E サービス職業従事者（35～42）	1,329	1,376	▲ 3.4	▲ 47
	H, I, J, K 技能工、採掘、製造、建築従事者（49～73）	5,281	5,418	▲ 2.5	▲ 137
	（49～59）製造・製作従事者	3,600	3,710	▲ 3.0	▲ 110
	（64, 67）定置・建設機械運転、電気工事従事者	459	464	▲ 1.1	▲ 5
	（65・66・68～73）採掘・建設・労務従事者	1,155	1,156	▲ 0.1	▲ 1
	（60～63）その他	67	88	▲ 23.9	▲ 21
	F, G 上記以外の職業従事者（43～48）	277	292	▲ 5.1	▲ 15
	合 計	9,344	9,402	▲ 0.6	▲ 58
規模別	29人以下	3,424	3,427	▲ 0.1	▲ 3
	30～99人	3,125	3,047	2.6	78
	100～299人	1,666	1,648	1.1	18
	300～499人	306	381	▲ 19.7	▲ 75
	500～999人	396	391	1.3	5
	1,000人以上	427	508	▲ 15.9	▲ 81
	合 計	9,344	9,402	▲ 0.6	▲ 58

別表5

新規学校卒業者の安定所別職業紹介状況
(令和7年3月末現在)

【高等学校】

福島労働局職業安定部

		求人数			求人件数			求職者数									就職内定者数									就職内定率		就職未内定者			県内就職希望率	県内就職率
		(県内)			(県内)			合計			県内			県外			合計			県内			県外					合計	県内	県外		
		7年3月 (人)	前年同月 (人)	増減比 (%)	7年3月 (件)	前年同月 (件)	増減比 (%)	7年3月 (人)	前年同月 (人)	増減比 (%)	7年3月 (人)	前年同月 (人)	増減比 (%)	7年3月 (人)	前年同月 (人)	増減比 (%)	7年3月 (人)	前年同月 (人)	増減比 (%)	7年3月 (人)	前年同月 (人)	増減比 (%)	7年3月 (人)	前年同月 (人)	増減比 (%)	7年3月 (%)	前年同月 (%)	7年3月 (人)	7年3月 (人)	7年3月 (人)		
中通り地域計		5,927	5,947	▲ 0.3	2,375	2,352	1.0	2,031	2,126	▲ 4.5	1,473	1,582	▲ 6.9	558	544	2.6	2,024	2,118	▲ 4.4	1,466	1,574	▲ 6.9	558	544	2.6	99.7	99.6	7	7	0	72.5	72.4
	福島	1,682	1,673	0.5	736	725	1.5	634	663	▲ 4.4	445	501	▲ 11.2	189	162	16.7	634	661	▲ 4.1	445	499	▲ 10.8	189	162	16.7	100.0	99.7	0	0	0	70.2	70.2
	二本松	598	632	▲ 5.4	235	239	▲ 1.7	126	132	▲ 4.5	97	105	▲ 7.6	29	27	7.4	126	132	▲ 4.5	97	105	▲ 7.6	29	27	7.4	100.0	100.0	0	0	0	77.0	77.0
	郡山	2,005	1,991	0.7	810	794	2.0	660	685	▲ 3.6	468	478	▲ 2.1	192	207	▲ 7.2	654	679	▲ 3.7	462	472	▲ 2.1	192	207	▲ 7.2	99.1	99.1	6	6	0	70.9	70.6
	須賀川	644	668	▲ 3.6	267	277	▲ 3.6	341	344	▲ 0.9	269	279	▲ 3.6	72	65	10.8	340	344	▲ 1.2	268	279	▲ 3.9	72	65	10.8	99.7	100.0	1	1	0	78.9	78.8
	白河	998	983	1.5	327	317	3.2	270	302	▲ 10.6	194	219	▲ 11.4	76	83	▲ 8.4	270	302	▲ 10.6	194	219	▲ 11.4	76	83	▲ 8.4	100.0	100.0	0	0	0	71.9	71.9
会津地域計		1,180	1,190	▲ 0.8	550	551	▲ 0.2	445	452	▲ 1.5	269	282	▲ 4.6	176	170	3.5	443	452	▲ 2.0	267	282	▲ 5.3	176	170	3.5	99.6	100.0	2	2	0	60.4	60.3
	会津若松	1,180	1,190	▲ 0.8	550	551	▲ 0.2	445	452	▲ 1.5	269	282	▲ 4.6	176	170	3.5	443	452	▲ 2.0	267	282	▲ 5.3	176	170	3.5	99.6	100.0	2	2	0	60.4	60.3
浜通り地域計		2,237	2,265	▲ 1.2	963	997	▲ 3.4	801	792	1.1	531	544	▲ 2.4	270	248	8.9	801	788	1.6	531	540	▲ 1.7	270	248	8.9	100.0	99.5	0	0	0	66.3	66.3
	相双	642	624	2.9	267	263	1.5	151	167	▲ 9.6	90	108	▲ 16.7	61	59	3.4	151	165	▲ 8.5	90	106	▲ 15.1	61	59	3.4	100.0	98.8	0	0	0	59.6	59.6
	いわき	1,595	1,641	▲ 2.8	696	734	▲ 5.2	650	625	4.0	441	436	1.1	209	189	10.6	650	623	4.3	441	434	1.6	209	189	10.6	100.0	99.7	0	0	0	67.8	67.8
計		9,344	9,402	▲ 0.6	3,888	3,900	▲ 0.3	3,277	3,370	▲ 2.8	2,273	2,408	▲ 5.6	1,004	962	4.4	3,268	3,358	▲ 2.7	2,264	2,396	▲ 5.5	1,004	962	4.4	99.7	99.6	9	9	0	69.4	69.3

(注) 求人数(県内)及び求人件数(県内)については、各安定所の自管内受理求人数及び求人件数を計上。

2025(令和7)年度 両立支援等助成金のご案内

仕事と育児・介護等を両立できる職場環境づくりのために、
以下の取組を行った中小企業事業主の皆さまを応援します！

- | | | |
|---------------|-----|--------------------------|
| 男性の育児休業取得促進 | >>> | 1 出生時両立支援コース(子育てパパ支援助成金) |
| 仕事と介護の両立支援 | >>> | 2 介護離職防止支援コース |
| 円滑な育児休業取得支援 | >>> | 3 育児休業等支援コース |
| 業務代替者への手当支給等 | >>> | 4 育休中等業務代替支援コース |
| 育児期の柔軟な働き方整備 | >>> | 5 柔軟な働き方選択制度等支援コース |
| 仕事と不妊治療等の両立支援 | >>> | 6 不妊治療及び女性の健康課題対応両立支援コース |

1 出生時両立支援コース(子育てパパ支援助成金)



男性の育休取得促進にむけて

育児休業を取得しやすい雇用環境整備などを行い、男性労働者が育児休業を取得した場合に
受給できる助成金です。

	種別	要件	支給額
①	第1種 男性の育休取得	対象労働者が子の出生後、8週以内に育休開始	1人目 20万円 2・3人目 10万円
②	第2種 男性の育休取得率の上昇等	育休取得率が30%以上UP & 50%達成 等	60万円

※第2種は1事業主につき1回限りの支給です。
※第2種申請後の第1種申請および同一年度内に第1種・第2種両方の申請できません。
※第1種の対象となった同一の育児休業取得者の同一の育児休業について、育児休業等支援コース(育休取得時等)との併給できません。

おもな要件

① 第1種(男性労働者の育児休業取得)

- 育児・介護休業法等に定める雇用環境整備の措置を複数実施 ★1
- 育児休業取得者の業務代替者の業務見直しに係る規定等を策定し、業務体制の整備を実施 ★2
- 男性労働者が子の出生後8週間以内に開始する一定日数以上(※)の育児休業を取得
※1人目:5日以上、2人目: 10日以上、3人目: 14日以上

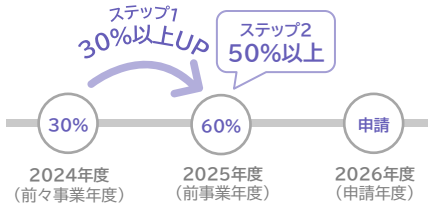


② 第2種(男性の育児休業取得率の上昇等)

- ★1および★2の実施
- 以下のいずれかを達成

- A 申請年度の前事業年度の男性労働者の育休取得率が、
前々事業年度と比較して30%以上UP & 育休取得率50%以上(※)
- B 申請年度の前々事業年度で子が出生した男性労働者が5人未満かつ
申請前事業年度と前々事業年度の男性労働者の育休取得率が連続70%以上

(※)Aの達成から申請までのイメージ



2 介護離職防止支援コース

労働者の円滑な介護休業の取得・職場復帰に取り組み、労働者が介護休業を取得した場合や、介護両立支援制度を利用した場合などに受給できる助成金です。

	種別	要件	支給額(※)
①	介護休業	対象労働者が介護休業を取得&職場復帰	40万円
②	介護両立支援制度	A:制度を1つ導入&対象労働者が当該制度を利用	20万円
		B:制度を2つ以上導入&対象労働者が当該制度を1つ以上利用	25万円
③	業務代替支援	(1)新規雇用 介護休業取得者の業務代替要員を新規雇用または派遣で受入	20万円
		(2)手当支給等 A:介護休業取得者の業務代替者に手当を支給	5万円
		B:介護短時間勤務者の業務代替者に手当を支給	3万円

(※)支給額は、休業取得/制度利用者1人当たり。①~③それぞれ1事業主5人まで。制度利用期間に応じて増額あり。

おもな要件

① 介護休業

- 介護休業の取得・職場復帰支援に関する方針の社内周知 ★1
- 労働者との面談を実施し、プラン(P.4参照)を作成・実施 ★2
- 対象労働者が連続5日以上介護休業を取得し、復帰後も支給申請日まで継続雇用



② 介護両立支援制度

- ★1および★2の実施
- いずれかの介護両立支援制度(※)を対象労働者が一定基準以上利用し、支給申請日まで継続雇用

(※)介護両立支援制度…所定外労働の制限制度 / 時差出勤制度 / 深夜業の制限制度 / 短時間勤務制度 / 在宅勤務制度 / フレックスタイム制度 / 法を上回る介護休暇制度 / 介護サービス費用補助制度

③ 業務代替支援

(1)新規雇用

- 対象労働者が介護休業を連続5日以上取得し、業務代替要員を新規雇用または派遣受入で確保

(2)手当支給等

- 業務を代替する労働者への手当制度等を就業規則等に規定
- 対象労働者が介護休業を連続5日以上取得または短時間勤務制度を合計15日以上利用し、業務代替者への手当支給等

3 育児休業等支援コース



円滑な育休取得・職場復帰にむけて

労働者の円滑な育児休業の取得・職場復帰に取り組み、労働者が育児休業を取得した場合に受給できる助成金です。

	種別	支給額
①	育休取得時	30万円
②	職場復帰時	30万円

※①②とも1事業主2人まで(無期・有期1人ずつ)。

おもな要件

① 育休取得時

- 育児休業の取得・職場復帰支援に関する方針の社内周知
- 労働者との面談を実施し、プラン(P.4参照)を作成・実施
- 対象労働者の育児休業(引き続き休業する場合は産前休業)の開始日の前日までに、業務の引き継ぎを実施し、対象労働者が連続3か月以上の育児休業(引き続き休業する場合は産後休業を含む)を取得

② 職場復帰時 ※「①育休取得時」と同一の育児休業取得者のみ対象

- 対象労働者の育児休業中に職務や業務の情報・資料の提供を実施
- 育児休業終了前にその上司または人事労務担当者が面談を実施し、面談結果を記録
- 対象労働者を原則として原職等に復帰させ、申請日までの間6か月以上継続雇用



4 育休中等業務代替支援コース



まわりに気兼ねなく育休を取得できるように

育児休業取得者や短時間勤務者の業務を代わりに行う労働者に手当を支給、
または代替要員を新規雇用(または派遣で受入)した場合に受給できる助成金です。

	種別	要件	支給額(※)
①	手当支給等 (育児休業)	育児休業取得者の業務代替者に 手当を支給	最大140万円(A+B) うち最大30万円を先行支給! A 業務体制整備費:最大20万円 B 業務代替手当 :最大120万円(手当支給総額の3/4)
②	手当支給等 (短時間勤務)	短時間勤務者の業務代替者に 手当を支給	最大128万円(A+B) うち最大23万円を先行支給! A 業務体制整備費:最大20万円 B 業務代替手当 :最大108万円(手当支給総額の3/4)
③	新規雇用 (育児休業)	育休取得者の業務代替要員を 新規雇用または派遣で受入	最大67.5万円(代替期間に応じた額を支給) ○最短(7日以上14日未満): 9万円 ○最長(6か月以上) :67.5万円

(※)①～③全て合わせて1年度10人まで、初回から5年間支給。その他要件あり。

おもな要件

① 手当支給等(育児休業)

- 代替業務の見直し・効率化の取組の実施 ★1
- 業務を代替する労働者への手当制度等を就業規則等に規定 ★2
- 対象労働者が7日以上育児休業を取得し、復帰後も支給申請日まで継続雇用
- 業務を代替する労働者への手当支給等(支給した手当額に応じ、助成金支給額が変動)



② 手当支給等(短時間勤務)

- ★1および★2の実施
- 対象労働者が短時間勤務制度を1か月以上利用し、支給申請日まで継続雇用
- 業務を代替する労働者への手当支給等(支給した手当額に応じ、助成金支給額が変動)

③ 新規雇用(育児休業)

- 育児休業を取得する労働者の代替要員を新規雇用または派遣受入で確保
- 対象労働者が7日以上育児休業を取得し、復帰後も支給申請日まで継続雇用
- 代替要員が育児休業中に業務を代替(業務を代替した期間に応じ、助成金支給額が変動)

5 柔軟な働き方選択制度等支援コース

柔軟な働き方選択制度等を複数導入した上で、対象労働者が制度を利用した場合に受給できる助成金です。

支給要件	支給額
制度を2つ導入し、対象者が制度利用	20万円
制度を3つ以上導入し、対象者が制度利用	25万円

※1事業主1年度5人まで。

おもな要件

- 柔軟な働き方選択制度等(下記)を2つ以上導入
- 柔軟な働き方選択制度等の利用に関する方針の社内周知
- 労働者との面談を実施し、プランを作成・実施
- 制度利用開始から6か月間の間に、対象労働者が柔軟な働き方選択制度等を一定基準以上利用



▼柔軟な働き方選択制度等(5つ)

※異なる制度を同一期間に利用した場合、利用実績を合算することはできません。

フレックスタイム制度
・
時差出勤制度

テレワーク等

短時間勤務制度

保育サービスの
手配、費用補助制度

子の養育を容易にする
ための休暇制度
・
法を上回る
子の看護等休暇制度

不妊治療、月経（PMS（月経前症候群）含む。）や更年期といった女性の健康課題に対応するために利用可能な両立支援制度を利用しやすい環境整備に取り組むとともに、不妊治療や女性の健康課題に関する労働者の相談に対応し、それぞれに対応する両立支援制度を労働者が利用した場合に受給できる助成金です。

	支給要件	支給額
A	不妊治療のための両立支援制度を5日(回)利用	30万円
B	月経に起因する症状への対応のための支援制度を5日(回)利用	30万円
C	更年期に起因する症状への対応のための支援制度を5日(回)利用	30万円

※それぞれ1事業主当たり1回限り。

おもな要件

- A～Cそれぞれの両立支援制度(※)、制度利用の手続きや賃金の取扱い等を就業規則等に規定(※)休暇制度／所定外労働制限制度／時差出勤制度／短時間勤務制度／フレックスタイム制度／在宅勤務等
- 労働者からの相談に対応する両立支援担当者を選任
- 対象労働者(制度利用の開始日から申請日まで雇用保険被保険者として継続雇用)がA～Cそれぞれの両立支援制度を合計5日(回)利用



■その他

●両立支援等助成金における「中小企業」の範囲

産業別	要件(AまたはBに当てはまれば「中小企業」に該当)	
	A.資本額または出資額	B.常時雇用する労働者数
小売業(飲食業含む)	5千万円以下	50人以下
サービス業	5千万円以下	100人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
その他	3億円以下	300人以下

育休中等業務代替支援コース(手当支給等)のみ、Bの要件は全産業一律300人以下となります！



●「介護支援プラン」「育休復帰支援プラン」について

労働者の介護休業や育児休業の取得及び職場復帰を円滑にするため事業主が作成するプランです。

※プランの作成の際には、厚生労働省HPに掲載している「介護支援プラン策定」マニュアル「育休復帰支援プラン」策定マニュアルを参考にしてください。

※プラン策定のノウハウを持つ「仕事と家庭の両立支援プランナー」が中小企業に訪問し、企業のプラン策定を無料で支援しています。詳細はHPをご覧ください。



両立支援等助成金の詳しい支給要件や手続き、申請期間については、厚生労働省のHPをご参照いただくか、本社等所在地を管轄する都道府県労働局(申請先)へお問い合わせください。



両立支援等助成金 厚生労働省 検索

※事業所内保育施設コースについては平成28(2016)年4月から新規計画の認定申請受付を停止しています。